

福岡県公報

平成18年3月22日
第2511号

目次

告示(第565号-第568号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁政課) …………… 1
 - 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁政課) …………… 1
 - 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (治山課) …………… 1
 - 土地改良事業の変更の協議の適否決定 (農地計画課) …………… 1
- ### 公告
- 争議行為の通知 (労働政策課) …………… 2

告示

福岡県告示第565号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成18年3月22日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 大里加入区

福岡県告示第566号

次の加入区において平成14年3月福岡県告示第443号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成18年3月22日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年3月22日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 大里加入区

福岡県告示第567号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成18年3月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年6月13日農林水産省告示第862号(2に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第568号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項に基づいて、同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業計画の変更を平成18年3月8日付けで適当であると決定したので、同法第96条の3第5項に基づいて同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年3月22日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
久留米市	城島地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成18年3月22日から平成18年4月19日まで	久留米市役所 久留米市城島総合支所
久留米市	城島地区土地改良（農業用廃水施設整備）事業変更計画書の写し	平成18年3月22日から平成18年4月19日まで	久留米市役所 久留米市城島総合支所

公 告

公告

自治労連北九州市病院局パート・嘱託職員労働組合から春闘要求、就業規則作成についての要求に関して、平成18年3月28日0時以降、その組合員の従事する次の職場（北九州市立門司病院、北九州市立医療センター、北九州市立八幡病院、北九州市立若松病院）の全部において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成18年3月22日

福岡県知事 麻 生 渡